

(別表)日常生活用具給付事業の対象となる福祉用具

(視覚障害者向け器具)

品 目	用具の説明	給付対象要件	補助対象 上限額	耐用 年数
火災警報機	屋外にも警報ブザーが鳴るタイプの火災警報器	2級以上の身体障害者(児)、又は重度・最重度の知的障害者(児)で、いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	31,000円 (2台分)	8年
自動消火器	小さな火事なら自動で消してくれる機器	上記に同じ	28,700円	8年
電磁調理器	視覚障害者用IH調理器等	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)、又は18歳以上の重度・最重度の知的障害者	41,000円	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	盲人用信号機の青色点灯時間を通常より長くする機械	視覚障害2級以上の身体障害者(児)。児童は学齢児以上。	7,000円	10年
盲人用体温計	音声で測定結果を知らせてくれる体温計	視覚障害2級以上の身体障害者(児)で、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。(児童は学齢以上)	9,000円	5年
盲人用体重計	音声で測定結果を知らせてくれる体重計	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	18,000円	5年
情報・通信支援用具 (PC周辺機器等)	視覚障害者用入力文字音声化ソフト、画面拡大ソフト、画面音声化ソフト。上肢不自由者用インテリキー(大型キーボード)、ジョイスティック。	2級以上の上肢機能障害者又は視覚障害者で、必要と認められる者	100,000円	5年
点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を、点字等により示すことのできる機器	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級の重度重複障害者で、必要と認められる者	383,500円	6年
点字器	点字を打つことができる器具	視覚障害者(児)で、必要と認められる者	10,400円	7年
点字タイプライター	点字を打つことができるタイプライター	2級以上の視覚障害者(児)で、本人が就労もしくは就学しているか、又は就労が見込まれる者。	63,100円	5年
視覚障害者用 ポータブルレコーダー	DAISY方式で記録された図書が再生できる機器 録音機能のついたものも可	視覚障害2級以上の身体障害者(児)。児童は学齢以上	35,000円 (再生機能のみ) 85,000円 (録音機能付)	6年
視覚障害者用 活字文書読上げ装置	特殊なバーコードのついた書類の内容を読み上げることができる機器	視覚障害2級以上の身体障害者(児)。児童は学齢以上	99,800円	6年
視覚障害者用 拡大読書器	画像や文字を拡大してモニターに映し出せる機器	本装置により文字等を読むことが可能になる視覚障害者(児)。児童は学齢以上	198,000円	8年
盲人用時計	音声で時間を知らせてくれる時計 や触って時間を確認できる時計	視覚障害2級以上。音声時計は、触読式の使用が困難な者	10,300円 (触読式) 13,300円 (音声式)	10年
点字図書	点字で作成された本。(ただし、週間や月間で発行される雑誌を除く。年間6タイトル、24巻まで。辞書等は不可)	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者(児)	点字図書価格から一般図書購入額を控除した額を公費負担	—

※ 表中の「耐用年数」とは、最低限使っていただく年数を指します。

(聴覚障害者向け器具)

品目	用具の説明	給付対象要件	補助対象上限額	耐用年数
聴覚障害者用屋内信号装置	身のまわりの必要な情報（玄関のチャイムや電話、FAXの着信など）を腕時計に文字と振動によりお知らせする機器	2級の聴覚障害者で、聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で必要と認められる世帯	87,400円	10年
聴覚障害者用通信装置	ファックス	聴覚障害者(児)又は発声発語に著しい障害を有する者(児)で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの。児童は学齢以上	71,000円	5年
聴覚障害者用情報受信装置	字幕放送や手話通訳付放送をテレビに受信できるようになる機器	聴覚障害者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者(児)	88,900円	6年
点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を、点字等により示すことのできる機器	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級の重度重複障害者で、必要と認められる者	383,500円	6年
福祉電話(レンタル)	「非常ボタン」を押すだけで、あらかじめ登録しておいた連絡先に通報することができる緊急通報装置	聴覚障害又は外出困難な2級以上の身体障害者がいる、非課税の障害者のみ(またはこれに近い状態)で暮らしている家庭	83,300円	—
ファックス(レンタル)	障害者が容易に使用し得るもの	聴覚障害又は言語機能障害3級以上の障害者がいる、非課税の障害者のみ(またはこれに近い状態)で暮らしている家庭	7,700円	—

※ 表中の「耐用年数」とは、最低限使っていただく年数を指します。

(音声・言語障害者向け器具)

品目	用具の説明	給付対象要件	補助対象上限額	耐用年数
人工喉頭	顎下部等のあてた電動版を駆動させ、構音化するもので、容易に操作できるもの	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、喉頭を摘出した音声機能障害者(児)	70,100円	5年
聴覚障害者用通信装置	ファックス	聴覚障害者(児)又は発声発語に著しい障害を有する者(児)で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの。児童は学齢以上	71,000円	5年
ファックス(レンタル)	障害者が容易に使用し得るもの	聴覚障害又は言語機能障害3級以上の障害者がいる、非課税の障害者のみ(またはこれに近い状態)で暮らしている家庭	7,700円	—

※ 表中の「耐用年数」とは、最低限使っていただく年数を指します。

(平衡機能障害者向け器具)

品目	用具の説明	給付対象要件	補助対象上限額	耐用年数
歩行補助つえ	歩行補助つえの中でも、T字状になっているものと取っ手のない一本杖タイプのもの	平衡機能又は下肢、体幹機能障害者で必要と認められる者(介護保険を利用できる方を除く)	3,000円	3年
移動・移乗支援用具	手すり、スロープ等といった転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作補助、段差解消等を目的とした器具(住宅改修が必要なものを除く)	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害者(児)で、家庭内の移動等において介助を必要とする者(3歳以上の児童)(介護保険を利用できる方を除く)	60,000円	8年

※ 表中の「耐用年数」とは、最低限使っていただく年数を指します。

(上肢機能障害者向け器具)

品目	用具の説明	給付対象要件	補助対象上限額	耐用年数
特殊便器	足踏ペダルで水が流せる便器(住宅改修が必要なものを除く)	学齢児以上で、上肢機能障害2級以上の身体障害者者(児)、又は学齢児以上の重度又は最重度の知的障害者(児)で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なも	151,200円	8年
居宅生活動作補助用具	小規模な住宅改修	下肢、体幹機能障害者又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害者で、3級以上の者(特殊便器への取替えは上肢障害2級以上)(介護保険を利用できる方を除く)	200,000円	—
情報・通信支援用具(PC周辺機器等)	視覚障害者用入力文字音声化ソフト、画面拡大ソフト、画面音声化ソフト。上肢不自由者用インテリキー(大型キーボード)、ジョイスティック。	2級以上の上肢機能障害者又は視覚障害者で、必要と認められる者	100,000円	5年

※ 表中の「耐用年数」とは、最低限使っていただく年数を指します。

(下肢・体幹機能障害者向け器具)

品目	用具の説明	給付対象要件	補助対象上限額	耐用年数
特殊寝台	介護用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上 (介護保険を利用できる方を除く)	154,000円	8年
特殊マット	褥瘡の防止、失禁等による汚染防止等の機能があるマットレス	下肢又は体幹機能障害1級で、寝たきり状態の者 (介護保険を利用できる方を除く)	19,600円	5年
特殊尿器	尿が自動的に吸引される器具	下肢又は体幹機能障害1級で、寝たきり状態の者 (介護保険を利用できる方を除く)	67,000円	5年
入浴担架	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させる器具	下肢又は体幹機能障害2級以上 (入浴にあたって他の介助を要する者)	82,400円	5年
体位変換器	介助者が障害者の体位を変換させるために使う器具	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等、他の介助を要する者) (介護保険を利用できる方を除く)	15,000円	5年
移動用リフト	介護者が障害者を移動をさせるためのリフト(天井走行型、住宅改修が必要なものを除く)	下肢又は体幹機能障害2級以上 (介護保険を利用できる方を除く)	159,000円	4年
訓練いす (18歳未満のみ)	座位保持訓練用のいす	下肢又は体幹機能障害2級以上で、3歳以上の児童	33,100円	5年
訓練用ベッド (18歳未満のみ)	起き上がり訓練やリハビリに使うベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上で、学齢以上の児童	154,000円	8年
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できる器具(住宅改修が必要なものを除く)	下肢又は体幹機能障害の身体障害者(児)で、入浴に介助を要する者(児童は3歳以上) (介護保険を利用できる方を除く)	90,000円	8年
便器	ポータブルトイレや、便器の上において補高したり、立ち上がりを楽にする機器 (住宅改修が必要なものを除く)	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)。 学齢以上の児童	4,450円 (手すりなし) 5,400円 (手すり付)	8年
歩行補助つえ	歩行補助つえの中でも、T字状になっているものと取っ手のない一本杖タイプのもの	平衡機能又は下肢、体幹機能障害者が必要と認められる者 (介護保険を利用できる方を除く)	3,000円	3年
移動・移乗支援用具	手すり、スロープ等といった転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作補助、段差解消等を目的とした器具(住宅改修が必要なものを除く)	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害者(児)で、家庭内の移動等において介助を必要とする者(3歳以上の児童) (介護保険を利用できる方を除く)	60,000円	8年
紙おむつ等	紙おむつや、似たような機能を持つパッド等	排便障害のある方で、ストマ装具が使えない方。または重度の脳性まひ等で排便の意思表示ができない方 (ただし、3歳以上)	12,000円	—
収尿器	収尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流装置のついたもの。	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、脊椎損傷等により、常時失禁状態にあるもの	8,500円	—
居宅生活動作補助用具	小規模な住宅改修	下肢、体幹機能障害者又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害者で、3級以上の者(特殊便器への取替えは上肢障害2級以上) (介護保険を利用できる方を除く)	200,000円	—
チャイルドシート (購入)	機能障害の状態に応じ、座位に類似した姿勢を保持する機能を有する車載用姿勢保持具。 療育上やむを得ない場合に限り、2台まで給付できることとする。 なお、補装具費の支給を受け購入することができる場合を除く。	移動機能、下肢機能または体幹機能いずれかの機能障害により身体障害者手帳の交付を受けている18歳未満の児童で、障害のため自力で座位を保持することができず、かつ乗車時にこれに類似した姿勢を保持する必要が療養上認められるもの。	167,000円	3年
チャイルドシート (修理)	機能障害の状態に応じ、座位に類似した姿勢を保持する機能を有する車載用姿勢保持具。 なお、療育上やむを得ない場合に限り、2台まで修理に応じることができることとする。 なお、補装具費の支給を受け修理することができる場合を除く。	移動機能、下肢機能または体幹機能いずれかの機能障害により身体障害者手帳の交付を受けている18歳未満の児童で、障害のため自力で座位を保持することができず、かつ乗車時にこれに類似した姿勢を保持する必要が療養上認められるもの。	5,600円	1年

※ 表中の「耐用年数」とは、最低限使っていただく年数を指します。

(内部機能障害者向け器具)

品 目	用具の説明	給付対象要件	補助対象 上限額	耐用 年数
透析液加温器	自宅で人工透析を行っている方が、利用する透析液を加温し、一定温度に保つ器具	腎臓機能障害3級以上で、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法者、又は3歳以上で腎臓機能障害3級以上の児童	51,500円	5年
ネブライザー (吸入器)	霧状にして吸い込むタイプの薬を服用するための器具	呼吸器機能障害3級以上の身体障害者(児)、又は同程度の身体障害者(児)で、必要と認められる者(児童は学齢以上)	36,000円	5年
電気式たん吸引器	介助者が障害者のたんを吸引するための器具	上記に同じ	56,400円	5年
酸素ボンベ運搬車	酸素ボンベを乗せて引っ張れるような台車	医療保険による在宅酸素療法を行う者	17,000円	10年
ストマ装具	人工肛門や人工ぼうこうに取り付ける器具	身体障害者手帳の交付を受けた者で、ストマを造設したもの	8,600円 (蓄便袋)	—
			11,300円 (蓄尿袋)	
紙おむつ等	紙おむつや、似たような機能を持つパッド等	排便障害のある方で、ストマ装具が使えない方。または重度の脳性まひ等で排便の意思表示ができない方(ただし、3歳以上)	12,000円	—

※ 表中の「耐用年数」とは、最低限使っていただく年数を指します。

※ 内部障害者以外にも給付することがあります。

(知的障害者向け器具)

品 目	用具の説明	給付対象要件	補助対象 上限額	耐用 年数
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるヘッドギア	療育手帳が重度又は最重度であって、てんかん発作等により頻繁に転倒する者	15,200円 (オージー・メイト) (スポンジ・革製)	3年
			12,160円 (既製品) (スポンジ・革製)	
			36,750円 (オージー・メイト) (スポンジ・革 プラスチック製)	
			29,400円 (オージー・メイト) (スポンジ・革 プラスチック製)	
特殊便器	足踏ペダルで水が流せる便器(住宅改修が必要なものを除く)	学齢児以上で、上肢機能障害2級以上の身体障害者者(児)、又は学齢児以上の重度又は最重度の知的障害者(児)で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なも	151,200円	8年
火災警報機	屋外にも警報ブザーが鳴るタイプの火災警報器	2級以上の身体障害者(児)、又は重度・最重度の知的障害者(児)で、いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	31,000円 (2台分)	8年
自動消火器	小さな火事なら自動で消してくれる機器	上記に同じ	28,700円	8年
電磁調理器	視覚障害者用IH調理器等	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)、又は18歳以上の重度・最重度の知的障害者	41,000円	6年

※ 表中の「耐用年数」とは、最低限使っていただく年数を指します。

※ 知的障害者以外にも給付することがあります。